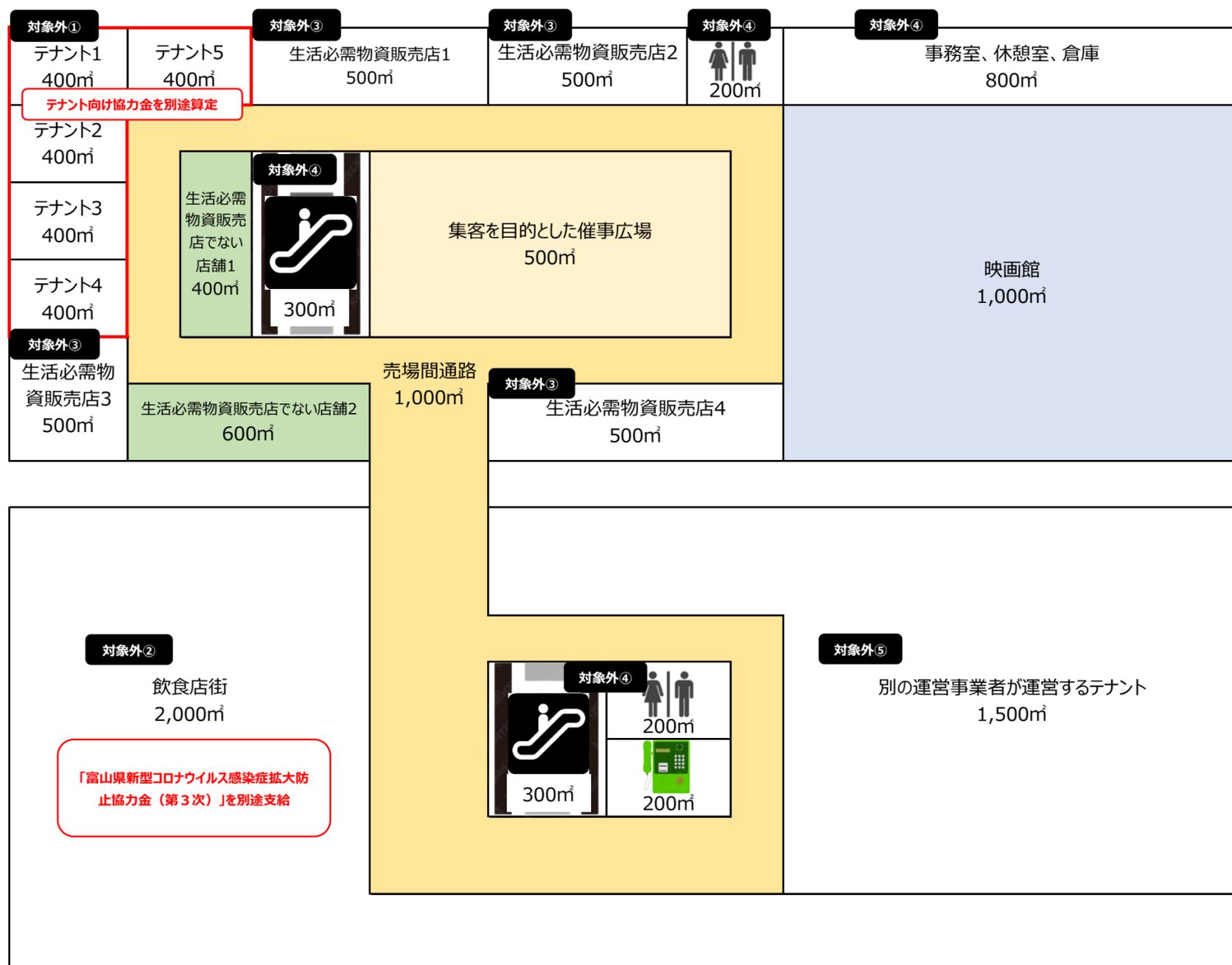


# 自己利用部分面積算定イメージ

※延床面積が12,000㎡で、大規模施設運営事業者が直接供与する部分と別の運営事業者が運営するテナント部分がある大規模施設の例



## 【自己利用部分面積算定式例】

(自己利用部分面積)

= (施設建築物の延床面積)

- (【対象外①】テナント等店舗の面積)
- (【対象外②】飲食店の面積※1)
- (【対象外③】生活必需物資販売店の面積※2)
- (【対象外④】施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積※3)
- (【対象外⑤】別の運営事業者が運営するテナントの面積)
- (【対象外⑥】特定百貨店店舗の面積)

= 12,000 - 2,000 - 2,000 - 2,000 - 2,000 - 1,500 - 0

= **2,500㎡**

※1 飲食店向けの「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）」の対象となる店舗

※2 「食料品」「衣料品」「衛生用品」「医薬品（医療機器、再生医療用製品を含む）」「化粧品」「理美容」「燃料」「医療等行為（ペットに対するものを含む）」「質屋」「宅配サービス」などの生活に欠くことができない物資のことをいいます。

※3 大規模小売店舗立地法第2条第1項で定める「店舗面積」以外の部分  
 (例) 階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、トイレ、駐車場等  
 及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等など